

横浜市国民健康保険運営協議会 議事録要旨

日 時	平成 24 年 3 月 26 日（月）午後 1 時 30 分～午後 3 時 30 分
開催場所	関内中央ビル 10 階大会議室
出席者	委員 18 名（傍聴者 2 名）

	議事 1 平成 23 年度国民健康保険事業費会計補正予算について
事務局	<p>（資料に基づき概要を説明）</p> <p>平成 24 年 2 月の市会に、7 億 6 8 0 0 万円の増額の補正予算案を提出した。</p> <p>増額の要因としては、歳出における国民健康保険の医療費共同電算処理システムの全国的な改修に伴う経費の増や後期高齢者支援金額の増、歳入においては交付が見込まれない国の調整交付金を、一般会計繰入金へ財源構成することが主な要因となっている。</p>
	議事 2 平成 24 年度国民健康保険事業費会計予算について
事務局	<p>（資料に基づき概要を説明）</p> <p>平成 24 年度予算については、歳出、歳入ともに 3,595 億円の予算組みをした。</p> <p>歳出においては、医療費の増加傾向を踏まえ 3,540 億円の給付費を計上し、退職者等給付費、後期高齢者支援金、介護納付金も増額で見込んでいます。</p> <p>歳入については、給付費の増に伴い保険料を増額せざるを得ない状況となっている。この保険料の負担緩和を組み込み、一般会計繰入金は 315 億円を計上している。</p> <p>また、昨年度、会計健全化のための取り組みとして、歳入面では、未収債権整理専門組織等で保険料収納体制を強化し収納率が向上する結果が得られ、歳出面では、ジェネリック医薬品利用案内通知の送付、不当利得返還請求事務に係る電話納付案内の実施を行った。</p> <p>平成 24 年度はこれらの取り組みに加え、特定健診・特定保健指導の未受診者に対する勧奨について新規の取り組みを行い、引き続き歳入歳出両面からの会計健全化への取り組みを実施していく。</p>
藤井委員	収納体制強化により滞納者がいなくなった場合、収支のバランスがとれるようになるのか。
事務局	被保険者の中には亡くなる方や生活保護になる方が一定程度いるため 100%の収納率は実現出来ないものと想定しているが、収納率が上がれば収支としては黒字へ働くため、収納率の向上に力を入れている。
藤井委員	資料に書かれている会計健全化への取り組みだけでは、赤字は減らないのではないか。

事務局	<p>国民健康保険の財政の仕組みとして、医療費の見込みが、夏場の熱中症や新型インフルエンザの流行といった不測の事態により赤字になったり反対に見込みの中で収まり黒字になることもある。</p> <p>また、保険者の経営努力として国の特別調整交付金が交付されることもあり、23年度は10億円交付される。</p> <p>このようなあらゆる財源の出入りを繰り返しながら、長期のスパンでは収支が安定するというのが、国民健康保険制度の仕組みとなっている。</p>
今井委員	<p>収納率は改善されてきているが、被保険者が交通事故等で第三者の行為により医療にかかった場合の返還請求についての取り組みはどのような状況なのか。</p>
事務局	<p>第三者行為の求償事務については、平成24年度実績では953件で、収納額は2億6470万6744円である。収納率としては99.8%となっている。</p>
今井委員	<p>横浜市の保険料収納率は他の政令市と比較すると、どのような状況なのか。</p>
事務局	<p>19ある政令市の中で、横浜市の現年度分の収納率は10番目であり、滞納繰越分は4番目である。</p>
北村委員	<p>会計健全化への取り組みのうち、ジェネリック医薬品の個別差額通知について、対象者と通知の回数はどうのように実施するのか。また、保険料の口座振替キャンペーンはどのような効果があったのか。</p>
事務局	<p>平成23年11月に、継続的に生活習慣病に係る医薬品を服用している方を対象に、約1万7000件の個別差額通知を発送し、平成24年1月に、1回目に発送した方以外に2万2000件ほどの個別差額通知を発送した。</p> <p>口座振替キャンペーンについては、新規の申し込みが昨年度は2万2000件、今年度は3万1000件強と増加しており、一定の効果があったものと思われる。</p>
田淵委員	<p>会計健全化への取り組みのうち、民間事業者を活用した電話納付案内について、委託料はいくらなのか。また、民間を活用することによりどのような効果があるのか。</p>
事務局	<p>納付案内の経費は、1件あたり約200円前後であり、7月から現時点までで延べ16万件の電話納付案内をしている。電話がつながった方の納付率は約75%であり、これを金額に換算するとひと月では約3600万円となっており、かかった経費よりも実際の収納増に繋がっていると分析している。</p> <p>また、日中定職を持って不在の被保険者が多い中、民間を活用することで、平日の夜間や休日等複数回アプローチすることが可能になるため、滞納者へ電話がつながる確率が高くなっている。</p>

	議事3 横浜市国民健康保険条例の一部改正等について
事務局	<p>(資料に基づき概要を説明)</p> <p>横浜市国民健康保険条例の一部改正について、市会において議決された。平成24年度の税制改正で16歳未満の被扶養者の扶養控除が廃止された。これにより、横浜市の保険料は市民税を算定基礎としているため、世帯状況に変動が無くても保険料が上がってしまう場合がある。この特例措置として、24年度に限り、税制改正の影響で市民税が増額になった分を調整控除額として差し引き、国民健康保険料に影響が出ないようにする措置が政令として定められた。</p> <p>25年度以降については、国民健康保険料の賦課方式が、現在横浜市が採用している「市民税方式」から全国的に「旧ただし書き所得方式」へ一本化されるため、その移行に向けた準備を進めている。</p> <p>「市民税方式」は医療費控除や扶養控除等の各種控除がなされた市民税を基礎とするのに対し、「旧ただし書き所得方式」は総所得金額に基礎控除のみを行った金額を基礎として国民健康保険料の所得割額を算定する方式である。</p> <p>この賦課方式の移行により急激に保険料が上がる世帯について、激変緩和措置を講じる必要があり、検討しているところである。次回の運営協議会で審議いただき、来年度中に市議会で条例の改正案を提案していく。</p>
青木委員	<p>賦課方式移行に係る経過措置について、旧ただし書き方式で算定した保険料額が大幅に上がった場合、段階を踏んで上げるのか、又は、上げ幅を下げるような措置をとるのか。</p>
事務局	<p>保険料の急激な変化を緩和する措置を何年かかけるのか等含め、次回の運営協議会で提案したいと考えている。</p>